



外部の労働者等からの公益通報に対する体制の整備について

令和4年6月1日から改正後の公益通報者保護法が施行されたことに伴い、権限を有する行政機関（呉市）に対する外部の労働者等からの公益通報について、受付、調査、措置等を行う体制の整備が必要となりました。

ついては、外部の労働者等からの通報制度の体制を別添フロー図のとおり定めましてのお知らせします。

1 総括

通報、相談、調査、通報者の保護等に関する事務を総括するため、総括通報等責任者（総務部長）を置きます。

2 通報・相談の受付

総務課に「通報・相談窓口」を設置し、総務課職員が受付、通報者等との連絡調整等を行います。なお、処分等の権限を有する主管課への直接の通報を妨げるものではありません。

3 調査・措置等

- (1) 総務課（通報窓口）から処分等の権限を有する主管課へ通報を伝達します。
- (2) 主管課が調査を実施し、法令違反行為等があれば権限行使等の措置をとります。

「公益通報者保護法」による公益通報(外部)フロー
【外部の労働者等からの通報】

